



埼玉県報

第 621 号
令和 7 年(2025 年)
5 月 30 日
金曜日

目 次

規則

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（人事課）
- 建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）
- 埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築安全課）
- 埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（保健体育課）

告示

- 包括外部監査契約に関する告示（行政・デジタル改革課）
- 住民基本台帳ネットワークシステムにおける埼玉県のネットワークの監視及び保守に関する業務委託に関する契約の相手方等の公示（情報システム戦略課）
- 埼玉県自治体情報セキュリティクラウドサービス提供等業務に関する契約の相手方等の公示（情報システム戦略課）
- 人事給与管理システムサーバ OS アップグレード対応業務委託に関する契約の相手方等の公示（情報システム戦略課）
- 埼玉県市町村共同クラウド基盤・ネットワーク提供業務委託に関する契約の相手方等の公示（情報システム戦略課）
- 住民基本台帳ネットワークシステム代表端末機器等の賃貸借等に関する入札公告（情報システム戦略課）
- 県税収納データ作成業務委託に関する契約の相手方等の公示（税務課）
- 税務システム機能保守等業務委託に関する契約の相手方等の公示（税務課）
- 次期災害オペレーション支援システム機器等賃貸借に関する入札公告（災害対策課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の

廃止の届出（社会福祉課）

- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の再開の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の休止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 手数料の徴収事務委託（保健医療政策課）
- 誘導結合プラズマ質量分析装置の賃貸借に関する入札公告（衛生研究所）
- さいたま新産業拠点（S K I P シティ）A 1 街区維持管理業務に関する契約の相手方等の公示（産業技術総合センター）
- 埼玉県産業技術総合センター公金事務委託（産業技術総合センター）
- 羽生領島中領用排水路土地改良区の役員就任届（加須農林振興センター）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 東松山都市計画（吉見町決定）の変更に係る図書の写しの縦覧（下水道事業課）
- 令和 7 年度埼玉県立学校 38 校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する入札公告（ICT 教育推進課）
- WTO に基づく一般競争入札の中止の公告（会計課）
- 浦和警察署ほか 48 施設で使用する電気に関する入札公告（会計課）
- 埼玉県警察インターネット通信機器の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 県道さいたま草加線の供用の開始（さいたま県土整備事務所）

令和 7 年(2025 年)5 月 30 日

- 県道さいたま鳩ヶ谷線の供用の開始（さいたま県土整備事務所）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 不在者投票を行うことができる施設の解除（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）
- 不在者投票を行うことができる施設の異動（選挙管理委員会）
- 令和 7 年度埼玉県労働委員会あっせん員候補者の氏名等の公示（審査調整課）

規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県規則第八十二号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年埼玉県規則第六号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第一号中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改め、「拘置されている場合」の下に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

附 則

- 1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下この項において「懲役」という。）、旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下この項において「禁錮」という。）若しくは旧刑法第十六条に規定する拘留（以下この項において「旧拘留」という。）の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和二十三年法律第六十八号）第五十六条第三項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。以下この項において同じ。）に拘置されている者又は留置施設に留置されて当該行為に対する懲役、禁錮若しくは旧拘留の刑の執行を受けている者に対する改正後の第七条の二第一号の規定の適用については、懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者は、それぞれ拘禁刑又は拘留の刑の執行のため刑事施設に拘置されている者と、留置施設に留置されて懲役若しくは禁錮又は旧拘留の刑の執行を受けている者は、それぞれ留置施設に留置されて拘禁刑又は拘留の刑の執行を受けている者とみなす。

規 則

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第八十三号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和二十六年埼玉県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「禁錮以上の刑に処せられたこと」を「拘禁刑以上の刑に処せられたこと（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられたことを含む。）」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和七年六月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の建築士法施行細則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

埼玉県規則第八十四号

埼玉県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

埼玉県建築基準法施行細則（昭和三十六年埼玉県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 平成二十年国土交通省告示第二百八十二号第二の規定により、法第十二条第一項に規定する調査の項目、方法及び結果の判定基準に、平成二十八年国土交通省告示第七百二十三号別表第一（一）から（五）までの防火扉（各階の主要な常閉防火扉に限る。）に係る検査項目及び検査事項、検査方法並びに判定基準を付加する。

第三条第一項第二号中「排煙機」を「可動防煙壁又は排煙機」に改める。

附 則

この規則は、令和七年七月一日から施行する。

規 則

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年五月三十日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第二十六号

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和五十四年埼玉県教育委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

第五条の二中「懲役、禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規則は、令和七年六月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第四百八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 契約の相手方の氏名及び住所

新江 明

埼玉県越谷市南越谷四丁目十七番地十八 ブランヴェール一〇一

二 契約の期間の始期

令和七年四月一日

三 監査に要する費用の額の算定方法

契約で定める基本費用の額並びに契約で定めるところにより算定した執務費用及び実費の額の合算

四 監査に要する費用の支払方法

監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、契約で定めるところにより概算払とすることができる。

告 示

埼玉県告示第四百九号

W T O に基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の 適 用 を 受 け る 調 達 に つ い て 、 随 意 契 約 の 相 手 方 を 決 定 し た の で 、 次 の と お り 公 示 す る 。

令 和 七 年 五 月 三 十 日

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

1 購入等件名及び数量

住民基本台帳ネットワークシステムにおける埼玉県ネットワークの監視及び保守に関する業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課住基ネット・マイナンバー担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

地方公共団体情報システム機構 東京都千代田区一番町25番地

5 契約金額

93,942,750 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号に該当

告 示

埼玉県告示第四百十号

W T O に基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の 適 用 を 受 け る 調 達 に つ い て 、 随 意 契 約 の 相 手 方 を 決 定 し た の で 、 次 の と お り 公 示 す る 。

令 和 七 年 五 月 三 十 日

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県自治体情報セキュリティクラウドサービス提供等業務 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課システム支援・セキュリティ担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年4月21日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

S Bテクノロジー株式会社 東京都新宿区新宿6丁目27番30号

5 契約金額

345,220,942円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第四百十一号

W T O に基 づ く 政 府 調 達 に 関 す る 協 定 の 適 用 を 受 け る 調 達 に つ い て 、 随 意 契 約 の 相 手 方 を 決 定 し た の で 、 次 の と お り 公 示 す る 。

令 和 七 年 五 月 三 十 日

埼 玉 県 知 事 大 野 元 裕

1 購入等件名及び数量

人事給与管理システムサーバOSアップグレード対応業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課ネットワーク・デジタル基盤担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社高知電子計算センター 高知県高知市本町4丁目1番16号

5 契約金額

118,580,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第四百十二号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県市町村共同クラウド基盤・ネットワーク提供業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム戦略課県民サービス・システム共同化担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

ネットワンシステムズ株式会社 東京都千代田区丸の内2丁目7番2号JPタワー

5 契約金額

1,931,621,615円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第四百十三号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり
一般競争入札に付する。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

住民基本台帳ネットワークシステム代表端末機器等の賃貸借等 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 賃貸借期間

令和7年12月1日（月）から令和12年11月30日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県企画財政部情報システム戦略課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 本件入札の公告日から入札書受付期間の末日までの期間に、入札に参加しよ

うとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（以下「同族企業」という。）同士の業務委託に係る同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。

(6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

(7) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書、仕様書等の交付場所及び問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県企画財政部情報システム戦略課住基ネット・マイナンバー担当 平井、佐橋 電話048-830-2264（直通） 電子メールa2290-22@pref.saitama.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 仕様書等の交付方法

仕様書及び様式第13(2)号「機能等証明書証明内容」は、上記(1)の交付場所において、様式第15号「秘密保持誓約書」を提出した者に対して貸与する（事前に電話により連絡すること。）。

なお、様式第15号「秘密保持誓約書」は、上記(2)アと同様の方法によりダウンロードすること。

(4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年7月15日（火）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年7月14日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和 7 年 7 月 14 日（月）午後 5 時まで

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県企画財政部情報システム戦略課 令和 7 年 7 月 15 日（火）午前 10 時 10 分

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号。以下「財務規則」という。）第 93 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第 81 条第 2 項第 1 号及び第 3 号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和 7 年 6 月 24 日（火）午後 5 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記 3 (1) の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第 97 条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年埼玉県規則第 106 号）第 9 条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 7 年 6 月 5 日 (木) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目15番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required

Lease of Main Terminal Equipment for the Basic Resident Registration Network System

(2) Deadline for Submissions

By electronic bidding system: 10:00 a.m., Tuesday, July 15, 2025

By registered mail: 5:00 p.m., Monday, July 14, 2025

In person: 5:00 p.m., Monday, July 14, 2025

(3) Contact

Juki Net and My Number Group , Information Systems Strategy Division
Department of Planning and Finance , Saitama Prefectural Government 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Japan

Phone: 048-830-2264

Email: a2290-22@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県告示第四百十四号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

県税収納データ作成業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部税務課税務D X推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社埼玉りそな銀行 埼玉県さいたま市浦和区常盤七丁目4番1号

5 契約金額

(1) 県税（自動車税を除く。）収納データ

13.9円（県税収納金日計表データ入力税抜き1件当たりの単価）

22.2円（県税領収済通知書及び現金領収済報告書データ入力税抜き1件当たりの単価）

8.0円（OCR読み取り税抜き1件当たりの単価）

32.8円（収納データ作成手数料税抜き1件当たりの単価）

5,000円（個人事業税伝送化基本料金税抜き1行当たりの単価）

12,000円（L G W A N回線利用料金税抜き1か月当たりの単価）

7,000円（りそなビジネスダイレクト利用料金税抜き1か月当たりの単価）

(2) 県税（自動車税に限る。）収納データ

22.0円（県税収納金日計表データ入力税抜き1件当たりの単価）

20.0円（県税領収済通知書及び現金領収済報告書データ入力税抜き1件当たりの単価）

8.0円（OCR読み取り税抜き1件当たりの単価）

19.0円（収納データ作成手数料税抜き1件当たりの単価）

6,000円（L G W A N回線利用料金税抜き1か月当たりの単価）

(3) 県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割に係る納入申告データ

36.5円（納入申告書データ入力税抜き1件当たりの単価）

35.8円（納入申告データ作成税抜き1件当たりの単価）

(4) 地方税共通納税システムに係る収納データ

6.0円（収納データ作成手数料税抜き1件当たりの単価）

60,000円（地方税共通納税システムデータ連携料税抜き1か月当たりの単価）

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第四百十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

1 購入等件名及び数量

税務システム機能保守等業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県総務部税務課税務DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和7年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号

5 契約金額

56,806,200 円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第四百十六号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

次期災害オペレーション支援システム機器等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和8年3月1日（日）から令和13年2月28日（金）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

なお、契約締結の日から令和8年2月28日（土）までの間は、受注者による機器導入、環境構築等のための準備期間とし、この準備期間中は賃借料の支払の対象外とする。

(4) 納入場所

埼玉県危機管理防災部災害対策課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排

除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。
- (6) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県危機管理防災部災害対策課災害対策担当 小林 電話048-830-8181（直通） 電子メールa8170-01@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年7月11日（金）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年7月10日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年7月10日（木）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県危機管理防災部災害対策課 令和7年7月11日（金）午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年6月27日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和7年6月5日（木）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease and maintenance of the next-generation disaster operation support system

(2) Deadline for Submissions:

By the electronic tender system: 10:00 a.m., Friday, July 11, 2025

By registered mail or in person: 5:00 p.m., Thursday, July 10, 2025

(3) Contact Information:

Disaster Strategies Division, Department of Crisis Management and Disaster Prevention, Saitama Prefectural Government, Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301 Telephone 048-830-8181

告 示

埼玉県告示第四百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名 称	開 設 者 名	所 在 地	指 定 年 月 日
町田整形外科医院	松本 連平	所沢市松葉町四―二二	令和七年四月一日
おやま整形外科ク医療法人社団月リニック所沢院	山会	所沢市くすのき台二―一二―一〇第三西村ビル一階	令和七年四月一日
こばやし整形外科	小林 敬輝	加須市旗井三―一四―一七	令和七年五月一日
笠原クリニック	山本 梓	東松山市毛塚九一〇―一	令和七年四月一日
浜崎医院	濱崎 卓	春日部市備後西三―八―五七	令和七年四月一日
河野小児科医院	河野 智敬	鴻巣市本町五―五―二七	令和七年四月一日

はなぞのクリニック	医療法人社団お おしま会	深谷市小前田一五三〇―一	令和七年五月 一日
草加いまぜき眼科	医療法人社団源 穂会	草加市高砂二―七―一アコス 草加南館二階	令和七年四月 一日
あかつき腎泌尿器 科戸田公園	小野原 聡	戸田市下戸田二―一―七ア リア戸田公園一〇二	令和七年五月 一日
みつばちクリニック 新座	鈴木 光洋	新座市野火止六―一六―一五 二階	令和七年五月 一日
いわさき在宅診療 所	医療法人白青会	八潮市中央四―五―一七中村 ビル二階	令和七年五月 一日
しらと内科外科ク リニック三郷	白枊 裕之	三郷市三郷一―三―一BLA NDE三郷三階	令和七年五月 一日
まちなかクリニック 三郷	久保 俊裕	三郷市中央二―一―四ブライ トハウス三郷中央二〇三	令和七年五月 一日
みずほ台 駅前 さくらそう歯科ク リニック	吉田 清輝	富士見市東みずほ台一―五― 一―一〇一	令和七年四月 一日
佐々木歯科診療所	佐々木 庸介	深谷市田中七六―二	令和七年四月 一日
ヒデ歯科クリニック	医療法人白愛会	熊谷市石原一〇二三―五	令和七年四月 一日
アイセイ薬局 八 潮店	株式会社アイセ イ薬局	八潮市大瀬五―一―一五SA IYU 3rd VILLAGE E一〇一	令和七年四月 一日

ウエルパーク薬局 志木幸町店	株式会社ウエル パーク	志木市幸町三―四―三四	令和七年五月 一日
ことぶき薬局 朝霞本町店	株式会社ことぶ きメデイカル	朝霞市本町一―八―七	令和七年四月 一日
ファルマシア薬局 東町店	株式会社ファル マシア	入間市東町七―二―八	令和七年四月 一日
ケヤキ薬局戸田店	株式会社IRO RI	戸田市下戸田二―一―七 アリア戸田公園一〇一号室	令和七年五月 一日
けやき薬局松原店	株式会社リバー サル	草加市松原二―二―六	令和七年四月 一日
アイセイハート薬 局獨協大学前駅店	株式会社アイセ イ薬局	草加市松原二―一―三S A I Y U 5 t h V I L L A G E 一階Aエリア	令和七年四月 一日
あつみ薬局上尾店	株式会社Mアン ビエンス	上尾市栄町一―一七	令和七年四月 一日
たいけいどう薬局	株式会社大慶堂	深谷市国済寺三三五―四	令和七年四月 一日
ドラッグセイムス羽 生東薬局	株式会社富士薬 品	羽生市東六―二―一九	令和七年五月 一日
かける薬局 春日部店	株式会社大川薬 局	春日部市藤塚六〇四―一	令和七年四月 一日
わたなべさん薬局	株式会社わたな べさん	加須市旗井二―三二―七	令和七年四月 十一日

部	看護ステーション ふくしのまち春日	草加	看護小規模多機能 株式会社福祉の	OHANA 訪問 ホスピタリティ コネクト合同会 社
街	株式会社福祉の	春日部市金崎九八二一	草加市花栗三一九一	二
一日	令和七年三月	一日	令和七年四月	

二 指定施術機関

氏名	住所	氏名	住所
佐塚 将樹	はな鍼灸院	名称	所在地
一日	令和七年四月	東京葛飾区金町六一一 一八一二F	指定年月日

告 示

埼玉県告示第四百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名 称	変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
社会福祉法人埼玉療育友の会埼玉療育医療センター	名 称	埼玉療育園	社会福祉法人埼玉療育友の会埼玉療育医療センター
医療法人社団豊栄会のうえアイクリニック	名 称	医療法人社団豊栄会中島眼科	医療法人社団豊栄会のうえアイクリニック
上日出谷楢原整形外科	所 在 地	桶川市上日出谷一一六七―一	桶川市上日出谷南三―二―七
ハピシア薬局新座店	開設者名称	D 株式会社エクラシアH	株式会社エクラシア
セイムス久喜本町2号薬局	名 称	店 きりん薬局 久喜本町	局 セイムス久喜本町2号薬
ラウンド&ケア 訪問看護ステーション西部	開設者名称	D 株式会社エクラシアH 株式会社ウェルオフ	株式会社エクラシアH D 株式会社エクラシア

ラウンド&ケア 訪 間看護ステーション 鶴瀬	
開設者名称	
D 株式会社エクラシアH	部 株式会社ウエルオフ西
株式会社エクラシア	株式会社エクラシアHD

二 指定施術機関

大友 貴代美	氏 名
施術所	変 更 事 項
所在地	
上尾市原新町一九一 一F	変 更 前
上尾市緑丘三一三一 一―二PAPAシ ョッピングアヴェニ ユ―B棟	変 更 後

告 示

埼玉県告示第四百十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名 称	所 在 地	廃止年月日
町田整形外科医院	所沢市松葉町四―二二	令和七年三月三十一日
矢島整形外科	所沢市くすのき台一―一二―一〇 第三西村ビル一階	令和七年三月三十一日
笠原クリニック	東松山市毛塚九一〇―一	令和七年三月三十一日
医療法人浜崎医院	春日部市備後西三―八―五七	令和七年三月三十一日
河野小児科医院	鴻巣市本町五―五―二七	令和七年三月三十一日
草加いまぜき眼科	草加市高砂二―七―一アコス草加南館二F	令和七年三月三十一日
医療法人共立医療会 さくらこどもとおとな診療所	北本市栄七―一―二七―一〇二	令和七年三月三十一日

医療法人社団稲仁会 早稲田医院	三郷市早稲田二―一九―一	令和七年四月十三 日
若葉クリニック	坂戸市紺屋四〇三	令和七年四月一日
大野耳鼻咽喉科クリ ニック	坂戸市八幡二―九―一〇	令和七年三月三十 一日
田中皮フ科クリニッ ク	吉川市木売三七六	令和七年三月三十 一日
オオタ歯科医院	桶川市泉一―八―三四	令和七年四月二十 日
平林歯科	所沢市三ヶ島五―一八七七―二	令和七年三月三十 一日
佐々木歯科診療所	深谷市田中七六―二	令和七年三月三十 一日
医療法人双葉会松江 ファミリー歯科	草加市松江二―七―一四	令和七年三月三十 一日
みずほ台 駅前 さ くらそう歯科クリニ ック	富士見市東みずほ台一―四―三 JCS TATION一四三―A	令和七年三月三十 一日
前田歯科医院	比企郡小川町大字大塚二六	令和七年三月三十 一日
野口歯科医院	春日部市大倉四〇六―一二	令和五年八月三十 一日

とも歯科クリニック	上尾市今泉一六―二	令和五年四月三十日
朝霞スマイル薬局	朝霞市本町一―八―七	令和七年三月三十一日
はなまる薬局 八潮店	八潮市大瀬五―一―一五 3rd VILLAGE 一〇一 SAIYU	令和七年三月三十一日
コジマ調剤薬局 東町店	入間市東町七―二―八	令和七年四月一日
あつみ薬局上尾店	上尾市栄町一―一七	令和七年三月三十一日
セキ薬局 国済寺店	深谷市国済寺三三五―四	令和七年三月三十一日
かける薬局 春日部店	春日部市藤塚六〇四―一	令和七年三月三十一日
けやき薬局 松原店	草加市松原二―二―六	令和七年三月三十一日
アイセイハート薬局 獨協大学前駅店	草加市松原二―一―三 SAIYU 5th VILLAGE 一階Aエリア	令和七年三月三十一日
そうごう薬局 吉川店	吉川市木売三七五―二	令和七年三月三十一日

二 指定施術機関

時乗 大輔	氏 名	
	住所	
ヒロ接骨院	名 称	施 術 所
東京都練馬区豊玉北 五―三二―一 中村 ビル二F	所 在 地	
令和元年八月九日	廃止年月日	

告 示

埼玉県告示第四百二十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
上日出谷榎原整形外科	桶川市上日出谷南三―二―七	令和七年四月三十日
ときわ歯科クリニック	ふじみ野市北野一―五―八	令和七年三月三十一日

告 示

埼玉県告示第四百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
加須市国民健康保険北川 辺診療所	加須市柳生六六一一	令和七年四月一日
杉下内科	ふじみ野市清見三一―一二二	令和七年四月一日
あげお愛友の里訪問看護 ステーション	上尾市西門前七二七―三	令和七年四月一日

告 示

埼玉県告示第四百二十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり再開の届出があった。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

名 称	所 在 地	再 開 年 月 日
医療法人吉岡クリニッ ク	所沢市花園二―二三五一―一八	令和七年四月一日

告 示

埼玉県告示第四百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

名称	所在地	開設者名	サービスの種類	指定年月日
健康倶楽部志木幸町	志木市幸町二 ―四―一六	株式会社アイ ム志木	認知症対応型 共同生活介護	令和七年五月一 日
ウエルパーク薬 局北本店	北本市中央三 ―四五	株式会社ウエ ルパーク	居宅療養管理 指導	令和七年四月一 日
松本歯科医院	富士見市関沢 〇二―一五―四	松本 賢一	居宅療養管理 指導	令和七年三月一 日

告 示

埼玉県告示第四百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
居宅介護支援センター「けいあい」	事業所名	美里敬愛ホーム	居宅介護支援センター「けいあい」	居宅介護支援
大里広域地域包括支援センター医師会なごみ	事業所所在地	深谷市国済寺三一九―三	深谷市新戒四一三―一	介護予防支援
西武訪問看護事業所	事業所所在地	入間市仏子九五四―一一	入間市野田三〇七八―二	訪問看護 介護予防訪問看護
	事業所所在地	入間市野田九四六	入間市野田三〇七八―一三	
フランスベッド株式会社メディカル所沢営業所	事業所名	フランスベッド株式会社埼玉営業所	フランスベッド株式会社所沢営業所	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与 特定介護予防福祉用具販売

告 示

埼玉県告示第四百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり休止の届出があった。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

名称	所在地	サービスの種類	休止年月日
緑恵会森田指定居宅介護支援事業所	比企郡吉見町久米田七八―一	居宅介護支援	令和七年四月一日

告 示

埼玉県告示第四百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
熊谷生協病院	熊谷市上之三 五四	介護療養型医療施設	平成二十九年十月一日
チェリーヒルズ北本デイサービスセンター	北本市石戸五 一四三―一	通所介護	平成二十七年四月一日
医療法人福満会 守田内科医院	春日部市南二 六―二四	居宅介護支援	令和七年五月一日
医療法人社団みどり会 武里病院	春日部市下大増 新田九―三	介護療養型医療施設 介護予防居宅療養管理指導	令和六年三月三十一日

野口歯科医院		アイリス訪問看護		セガミ薬局 三郷店		ショートステイ 福満		パナソニックエイジフリーケアセンター 三郷・訪問入浴		らんざん苑ひだまりの丘デイサービスセンター
春日部市大倉四〇六―一二		児玉郡神川町八四日市七五二―三		三郷市早稲田二―九―二栄光ビルF		春日部市南二―六―二四		三郷市早稲田一―八―五―一〇二		比企郡嵐山町平澤三〇九
介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防訪問看護	訪問看護	介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防短期入所生活介護	短期入所生活介護	介護予防訪問入浴介護	訪問入浴介護	通所介護
令和五年八月三十一日		令和七年二月二十八日		令和七年三月六日		令和七年五月一日		令和七年三月三十一日		平成二十八年三月三十一日

告 示

埼玉県告示第四百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり辞退の届出があつた。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

名称	所在地	サービスの種類	辞退年月日
野口歯科医院	春日部市大倉四〇 六―一二	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養 管理指導	令和五年九月一日

告 示

埼玉県告示第四百二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公金事務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委託期間
埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号）別表保健医療部の項第三十九号から第四十一号まで、第五十九号、第六十五号から第七十二号まで、第八十号から第八十四号まで、第八十六号、第八十八号、第八十九号、第九十六号、第九十七号、第二百二十七号、第二百二十九号、第三百十号、第四百十三号から第四百十六号まで、第四百十九号、第四百七十一号及び第七十二号に規定する手数料並びに埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号）第二十六条第三号に規定する手数料	埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目四番四号 さいたま市 さいたま市長 清水 勇人 埼玉県川越市元町一丁目三番地一 川越市 川越市長 森田 初恵 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目二番一号 越谷市 越谷市長 福田 晃 埼玉県川口市青木二丁目一番一号 川口市 川口市長 奥ノ木 信夫	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年四月一日

三 委託をした日

令和七年四月一日

告 示

埼玉県告示第四百二十九号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

誘導結合プラズマ質量分析装置の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和8年2月1日（日）から令和15年1月31日（月）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県衛生研究所長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者で、営業品目が「大分類：理化学機器、小分類：元素抽出・分析装置（クロマトグラフなど）」に登録された者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒355-0133 埼玉県比企郡吉見町大字江和井410番地 1 埼玉県衛生研究所
生活衛生担当 峯岸 電話0493-59-9402（直通） 電子メールp5349959@pref.
saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年7月18日（金）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年7月17日（木）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年7月18日（金）午前10時30分まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県衛生研究所 令和7年7月18日（金）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項第1号、第3号又は第4号の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年7月4日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和7年6月5日（木）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））

へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required:

Lease for an Inductively Coupled Plasma Mass Spectrometer

(2) Deadline for Submissions by the Electronic Bidding System or in Person:

10:30 a.m. Friday, July 18, 2025

(3) Deadline for Submissions by Registered Mail:

5:00 p.m. Thursday, July 17, 2025

(4) Contact Information:

Environmental Health Group

Saitama Institute of Public Health

410-1 Ewai, Yoshimi-machi, Hiki-gun,

Saitama-ken 355-0133 Japan

Phone: 0493-59-9402

告 示

埼玉県告示第四百三十号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
さいたま新産業拠点（ＳＫＩＰシティ）Ａ１街区維持管理業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県産業技術総合センター企画・総務室総務・経理・管理担当 埼玉県川口市上青木３丁目12番18号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和７年４月１日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社デジタルＳＫＩＰステーション 埼玉県川口市上青木３丁目12番63号
- 5 契約金額
691,625,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第１項第１号に該当

告示

埼玉県告示第四百三十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

公 金 事 務	指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地	委 託 期 間
埼玉県産業技術総合センターの公共料金の支出事務及び駐車場（指定駐車場以外の駐車場に限る。）使用料の徴収事務	株式会社デジタルSKIPス テーション 埼玉県川口市上青木三丁目 十二番六十三号	令和七年四月一日から 令和八年三月三十一日 まで

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和七年四月一日

三 委託をした日

令和七年四月一日

告 示

埼玉県告示第四百三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、羽生領島中領用排水路土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があつた。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

職 名	氏 名	住 所
理 事	飯 塚 真砂美	埼玉県羽生市北二丁目二番四号
同	儘 田 光 子	同 加須市下谷二百八十五番地

告 示

埼玉県告示第四百三十三号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県狭山市大字上赤坂字妻恋ヶ原六〇九番一

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第四百三十四号

吉見町から東松山都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県下水道局下水道事業課において縦覧に供する。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第四百三十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大 野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

令和7年度埼玉県立学校38校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和7年9月1日（月）から令和12年7月31日（水）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部 I C T 教育推進課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等を示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部 ICT教育推進課企画・総合調整担当 高見 電話048-830-6640（直通） 電子メールa6640-03@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年7月3日（木）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年7月2日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年7月2日（水）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部 ICT教育推進課 令和7年7月3日（木）午前11時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年6月23日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和7年6月9日（月）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: Reiwa 7th year Saitama Prefectural school equipment related to computer rooms for 38 schools.

(2) Time-limit for the tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m. July 3, 2025, By registered mail; 5:00 p.m. July 2, 2025, In person; 5:00 p.m. July 2, 2025.

(3) Contact point for the notice: ICT Education Promotion Division, Prefectural Schools Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6640.

告 示

埼玉県告示第四百三十六号

令和七年埼玉県告示第三百二十六号（浦和警察署ほか四十八施設で使用する電気に関する入札公告）は、取り消す。

令和七年五月三十日

告 示

埼玉県告示第四百三十七号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び予定数量

浦和警察署ほか48施設で使用する電気 契約電力7,855キロワット 予定使用電力量27,299,423キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 供給期間

令和7年8月1日（金）から令和8年7月31日（金）まで。ただし、令和8年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 需要場所

浦和警察署ほか48施設

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。

また、入札金額については、各入札者において設定する契約電力に対する単価（基本料金単価）及び予定使用電力量に対する単価（電力量料金単価）を根拠とし、埼玉県が提示する契約電力及び予定使用電力量に基づき算出した供給期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第

41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2の規定による小売電気事業の登録を受けている者であること。
- (7) 調達案件について、仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 香崎 電話048-832-0110 内線2248

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年6月30日（月）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年6月27日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年6月30日（月）午前9時

50分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和7年6月30日（月）午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年6月23日（月）午後3時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低

の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 7 年 6 月 6 日（金）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書、仕様書及び電気需給契約書（案）による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of services required:

Electricity used at Urawa Police Station and 48 other facilities(Contract: 7,855 kW Estimated: 27,299,423 kWh).

(2) Time - limit for tender By the electronic tender system; 9:50 a.m.

June 30, 2025 By registered mail; 5:00 p.m. June 27, 2025 In person; 9:50 a.m. June 30, 2025

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2248

告 示

埼玉県告示第四百三十八号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和七年五月三十日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

埼玉県警察インターネット通信機器の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

契約締結日から令和12年11月30日（土）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 香崎 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法及び問合せ先

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部情報管理課運用第二係 山田 電話048-832-0110 内線2446

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年7月29日（火）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年7月28日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和7年7月29日（火）午前9時50分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和7年7月29日（火）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和7年7月3日（木）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、上記2(5)に定める競争入札参加資格については、納入する物品について機能証明書等を作成し、令和7年7月3日（木）午後3時までに上記3(3)の場所に提出し、確認を得なければならない。

なお、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記 2 (2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和 7 年 6 月 5 日 (木) までに埼玉県総務部入札審査課審査担当 (〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 15 番 1 号 電話048-830-5775 (直通)) へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased: A lease of Saitama prefectural police internet communication device.

(2) Time - limit for tender:

[By the electronic tender system] by 9:50 a.m. on July 29, 2025

[By registered mail] by 5:00 p.m. on July 28, 2025

[In person] by 9:50 a.m. on July 29, 2025

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext. 2245

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年五月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年五月三十日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 落 合

誠

路 線 名	さいたま草加線
供用開始の区間	川口市大字峯字前 五四四番一地先から 同市大字峯字前 五三七番六地先まで
供用開始の期日	令和七年五月三十日
備 考	令和三年三月三十日付けさいたま県土整備事務所長告示第二号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長五〇・七五メートル

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年五月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年五月三十日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 落 合

誠

路 線 名	さいたま鳩ヶ谷線
供用開始の区間	川口市桜町五丁目 一一一番五地先から 同市桜町五丁目 一一一番二地先まで
供用開始の期日	令和七年五月三十日
備 考	平成二十三年三月十五日付けさいたま県土整備事務所長告示第十二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長一三・五七メートル

告 示

埼玉県教委告示第十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

令和七年五月三十日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

一 日時

令和七年六月五日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 県議会令和七年六月定例会提出予定案件について

ロ 埼玉県障害児就学支援委員会委員の委嘱及び任命について

ハ その他

告 示

埼玉県選管告示第十八号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和七年五月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	社会福祉法人育成会 特別養護老人ホーム白菊苑	さいたま市大宮区天沼町一丁目百五十四番地の一

告 示

埼玉県選管告示第十九号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和七年五月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
老人ホーム	株式会社さわやか倶楽部 さわやかおのみや館	埼玉県さいたま市西区内野本郷 千八十二番地一
老人ホーム	株式会社さわやか倶楽部 さわやかおけがわ館	埼玉県桶川市大字加納七十一番 地一
老人ホーム	株式会社さわやか倶楽部 さわやかくまがや館	埼玉県熊谷市石原千六百九十六 番地八
老人ホーム	ベストリハ株式会社 ベストリハナーシングホーム春日部	埼玉県春日部市南三丁目十一番 地十三号
老人ホーム	ベストリハ株式会社 ベストリハナーシングホーム大宮東	埼玉県さいたま市見沼区大字風 渡野三百五十三番地一
老人ホーム	社会福祉法人育成会 特別養護老人ホーム白菊苑	埼玉県さいたま市大宮区寿能町 二丁目二十一番三号
老人ホーム	社会福祉法人悠揚会 特別養護老人ホームはるばてお大宮	埼玉県さいたま市大宮区上小町 千百八十番地

病院	医療法人久幸会 川口きゆうぽろリハビリテーション 病院	埼玉県川口市上青木西一丁目二 十番六号
----	-----------------------------------	------------------------

告示

埼玉県選管告示第二十号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項
第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者
投票を行うことができる施設から、次のとおり名称の異動の届出があった。

令和七年五月三十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

施設の開設主体及び名称		所在地
新	S O M P O ケア株式会社 S O M P O ケア そんぽの家S大宮	埼玉県さいたま市北区宮原町三番 三百七十四号
旧	S O M P O ケア株式会社 アドニスプラザ大宮	

告 示

埼玉県労働委員会告示第一号

当委員会は、労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づき、令和七年度あっせん員候補者に次の者を委嘱したので、労働関係調整法施行令（昭和二十一年勅令第四百七十八号）第四条及び労働委員会規則（昭和二十四年中央労働委員会規則第一号）第六十八条第一項の規定により公示する。

令和七年五月三十日

埼玉県労働委員会会長 甲 原 裕 子

氏 名	現 職 等	主 要 経 歴
甲原 裕子	弁護士 埼玉県労働委員会公益委員	さいたま家庭裁判所家事調停委員（現）
山下 三佐子	弁護士 埼玉県労働委員会公益委員	さいたま地方裁判所熊谷支部及び熊谷簡易裁判所民事調停委員（現）
山崎 仁枝	埼玉県県民生活部副部長（元） 埼玉県労働委員会公益委員	
村上 文	昭和女子大学客員教授 埼玉県労働委員会公益委員	厚生労働省埼玉労働局長
荒木 直人	弁護士 埼玉県労働委員会公益委員	さいたま地方裁判所民事調停委員及びさいたま家庭裁判所家事調停委員（現）
小林 健一	情報労連埼玉県協議会議長 埼玉県労働委員会労働者委員	日本労働組合総連合会埼玉県連合会副会長（現）
今井 信博	JAM埼玉県連会長 埼玉県労働委員会労働者委員	日本労働組合総連合会埼玉県連合会副会長（現）
藤田 省吾	埼玉県労働組合連合会議長 埼玉県労働委員会労働者委員	日本医療労働組合連合会中央執行委員
前原 朝子	自治労埼玉県本部中央執行委員長 埼玉県労働委員会労働者委員	日本労働組合総連合会埼玉県連合会副会長（現）
鈴木 裕幸	埼玉県電力関連産業労働組合総連合会長 埼玉県労働委員会労働者委員	日本労働組合総連合会埼玉県連合会副会長（現）
廣澤 健一	一般社団法人埼玉県経営者協会業務執行理事・専務理事・事務局長 埼玉県労働委員会使用者委員	株式会社埼玉りそな銀行秩父支店長
町田 伸吉	町田ローソク株式会社代表取締役会長 埼玉県労働委員会使用者委員	伊奈町商工会顧問（現）
松川 晃代	株式会社東立製作所代表取締役社長 埼玉県労働委員会使用者委員	埼玉地方労働審議会委員（現）
田中 憲子	株式会社サマリア代表取締役 埼玉県労働委員会使用者委員	越谷市葬儀協同組合代表理事（現）
石田 勝之	サイボー株式会社顧問 埼玉県労働委員会使用者委員	日本大学国際関係学部特任教授
久保 佳代子	埼玉県労働委員会事務局長	
加藤 和美	埼玉県労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長	
松本 由美子	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	
宮地 博昭	埼玉県労働委員会事務局審査調整課主幹	